

監査報告書

公立大学法人名古屋市立大学
理事長 戸荏 創 殿

平成 24 年 6 月 19 日
公立大学法人名古屋市立大学

監事 高木 道久

監事 中澤 政直

地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人名古屋市立大学の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの業務の執行及び財務に関する状況について、監査を実施しました。その結果について、以下のとおり報告します。

1 監査方法の概要

平成23年度公立大学法人名古屋市立大学監事監査計画に基づき、役員会に出席するなどとともに、関係者から事業の報告を聴取するなどして、法人としての重要な意思決定及び役員の職務の執行状況を聴取し、また、必要に応じて関係する職員から説明を受けるなど監事監査に必要と考える監査手続を実施しました。

また、財務に関する状況に関しては、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して、監査を行うとともに、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関し、監査の方法の概要及び結果について報告及び説明を受け、検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状況、運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分にしたがって決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 資金運用及び資産管理は、適正に行われているものと認めます。
- (6) 理事長、副理事長及び理事の業務執行について、不正行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は、認められません。
- (7) 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当と認めます。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当公立大学法人が別途保管しております。